

第2回 公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議 議事概要

日 時：平成30年10月23日（火）9：45～9：55

場 所：官邸4階大会議室

出席者：

内閣総理大臣 安倍 晋三

議 長

内閣官房長官 菅 義偉

副議長

厚生労働大臣 根本 匠

構成員

国家公務員制度担当大臣 宮腰 光寛

国家公安委員会委員長 山本 順三

総務大臣 石田 真敏

法務大臣 山下 貴司

外務大臣 河野 太郎

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

防衛大臣 岩屋 毅

概 要

（根本厚労大臣）

議題の説明に先立ちまして、まず、資料4をご覧ください。先日公表した、国の機関における障害者の任免状況の再点検結果に訂正があり、不足数が82人増加して、3,478.5人となっています。次に資料1をご覧ください。地方公共団体・独立行政法人等における障害者の任免状況等の再点検の結果、地方公共団体については、不足数が677.0人から4,667.5人となり、独立行政法人等については、不足数が297.0人から335.5人となっています。資料2-1をご覧ください。昨日の関係府省連絡会議において、検証委員会の松井委員長から検証結果の報告を受け、私から、政府として真摯に受け止め、深く反省したいと述べさせていただきました。検証結果としては、厚生労働省側と各行政機関側の問題があいまって、

大規模な不適切計上が長年にわたって継続するに至ったものと言わざるを得ないと指摘されています。厚生労働省については、根本的な問題として国の機関における実態への関心の低さ、制度改正等を踏まえた障害者の範囲や確認方法等についての対応の不手際のご指摘をいただいています。各行政機関側では、障害者の計上方法の正しい理解に努める姿勢に欠け、範囲や確認方法を恣意的に解釈し、独自の実務慣行を安易な前例踏襲で引き継ぎ、杜撰な計上をしていたことが指摘されています。

さらに、各行政機関側の問題の基本的な構図として、組織として障害者雇用に対する意識が低く、ガバナンスが著しく欠如する中で、担当者が法定雇用率を達成させようとするあまり、恣意的に解釈された基準による不適切な実務慣行を継続させてきたことがあるのではないかと指摘がなされています。

続いて、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（案）」について、ご説明いたします。策定に当たっては、関係府省連絡会議の場で障害者団体等からご意見を伺ったほか、障害者代表も参画する労働政策審議会障害者雇用分科会においても御議論いただき、昨日、関係府省連絡会議においてとりまとめたものです。資料3-1をご覧ください。まず、最初の項目として、「今般の事態の検証とチェック機能の強化」です。先ほどご説明した検証委員会の検証結果について真摯に受け止め、深く反省し、再発防止に向けて必要な対策を講じていくこととしています。制度を所管する厚生労働省及び各府省において、それぞれ（2）に記載のとおり、対策を講じることとしております。2ページ目の左側をご覧ください。第2に「法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組」です。平成31年末までの障害者採用計画を策定し、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるほか、障害者雇用に関する職員の理解の促進や採用計画を着実に進めるための取組・支援策を進めることとしています。2ページ目右側をご覧ください。第3に「国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大」です。障害者が活躍しやすい職場づくりを推進し、また、障害者がいきいきと働きやすい人事管理の在り方について検討を進めます。次に、3ページ目をご覧ください。第4に「公務員の任用面での対応等」です。障害者を対象とした常勤採用の枠組みを導入するとともに、「ステップアップ制度」を導入することとしています。

また、本方針の施策の推進に必要な定員・予算については、適切に措置することとしています。なお、地方公共団体については、各団体の実情に応じ、必要な措置を講じるよう、厚生労働省・総務省から要請することとしています。

最後に、本基本方針に基づく取組状況については、本閣僚会議等、政府一体となって推進する体制の下でフォローアップを行うこととし、法定雇用率の達成に留まらず、障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に取り組み、今後も政府一体となって障害者の雇用を不断に推進していくこととしてい

ます。私からの説明は以上でございます。

ただ今、私からご報告した「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（案）」について、この閣僚会議として御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

（根本厚労大臣）

ありがとうございました。「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」について、この閣僚会議として御了承をいただいたものとします。それではここで、皆様から御発言願います。始めに、国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

（宮腰国家公務員制度担当大臣）

障害の有無にかかわらず、互いに尊重し理解し合える共生社会を実現するためにも、ただ今決定された基本方針に基づき、政府一体となって取り組むことが重要です。国家公務員制度担当大臣としては、関係機関と連携しながら、障害者の多様な任用形態を確保するための枠組みを導入するなど、各府省における障害者雇用のための環境整備を進めるとともに、各府省が策定された採用計画の実現のために必要となる定員面の手当てについても、責任を持って対応してまいります。

（麻生財務大臣）

各府省が策定した採用計画を実施していくために必要となる財源的な手当については、今後、各府省と密にご相談した上で、財政当局として責任を持って対応してまいります。

（石田総務大臣）

地方公共団体は、国と同様、障害者の雇用や活躍の場の拡大を民間に率先して進めていくべき立場であり、法定雇用率を達成していない状況は、あつてはならないことと受け止めています。総務省としても、基本方針を踏まえ、法定雇用率の達成に向けて、地方公共団体に対して技術的助言をするなど、厚生労働省に全面的に協力してまいります。

（根本厚労大臣）

最後に、総理からご発言をいただきます。

(安倍総理大臣)

ただ今、厚生労働大臣から報告があったとおり、今般、障害者雇用推進に係る意識の欠如などを原因として、多くの国の行政機関で障害者数の大規模な不適切計上が行われてきたことが判明しました。その結果、法定雇用率が達成されないまま、長年にわたり放置されてきたことが明らかになりました。障害のある方の雇用や活躍の場の拡大を、民間に率先して進めていくべき国の行政機関の多くで、このような事態が生じたことは大変遺憾であり、深く反省する必要があります。各大臣におかれては、今回の事態を真摯に重く受け止め、組織全体として、障害者雇用を推進するという意識を徹底し、本日策定された基本方針に基づき、再発防止にしっかりと取り組んでください。また、法定雇用率の達成にとどまらず、障害者を対象とした新たな採用の枠組み、常勤職員へのステップアップ制度や、職場における障害者へのサポート体制の整備など、障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に取り組んでいくことが重要です。政府一体となって障害のある方の雇用を不断に推進していくため、各大臣は全力で取り組んで下さい。